

平成26年（ワ）第11499号 損害賠償請求事件

原告 大野佳奈子

被告 医療法人高寿会 外1名

## 原告準備書面(2)

平成27年3月10日

大阪地方裁判所 第22民事部

合議1係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 高橋 典 明

弁護士 上 出 恭 子

弁護士 和 田 香

被告医療法人高寿会（以下「被告高寿会」という。）の答弁書記載の求釈明に対し、以下のとおり回答をする。

### 1 被告高寿会の安全配慮義務違反の具体的内容

- (1) 亡輝民が前年の実習時の心理的負荷から失踪した事情を、留年時の担任に適切に引き継ぐ義務
- (2) 上記引継ぎ内容を踏まえ、留年時の実習の研修先及び実習時期の適切な選択を行う義務
- (3) 実習が開始されてからは、実習が適性・安全に進められるよう適宜、実習状況を確認し、亡輝民に強い心理的負荷がかかるといけないよう亡輝民に対する適

切な指導・助言をするとともに、実習先に対しても必要な申入れ・環境調整を行う義務

なお、実習中の同義務は留年時だけでなくその前年の実習時も被告高寿会は負っていた。

## 2 義務違反にあたる具体的な行為

(1) 以上の義務があるにも拘わらず、近畿リハ学院においては、平成24年度の実習時においても前記(3)に記載の必要な対応をすることがなかった。

(2) また、亡輝民の一度めの実習中の失踪の実情について、留年時の担任に具体的な引継ぎを行うことはなかった。

(3) 近畿リハ学院において、亡輝民が前年の実習時に失踪をした経緯からして、辻クリニックが同人にとって適切な実習先かを慎重に判断する必要があったが、そのような判断はなされなかった。また、実習時期としては、第IVよりも以前の時期に実習をさせる等の早めの時期の設定を行うことにより、万が一、留年時の実習を終えることが出来ない事態に陥った時に、後の機会に再度、実習を行えるようにすることが可能になるが、そのような配慮がなされなかった。

(4)

ア 実際に実習が開始されてからは、11月14日のメールで亡輝民から「今のところは、継続して行っておりますが、昨日帰らされかけました。謝罪してどうか帰らずに済みましたが、予想通りプレッシャーが強い環境で、一次評価で苦労しています。気を使いすぎて思うように考えられない、抜けが出てしまっている状態です。」と実習において即対応することが必要となる具体的な窮状が訴えられたにもかかわらず、それに対して具体的な対処が即座にはとられなかった。

イ 翌11月15日には、亡輝民は、朝礼後すぐに■■■■バイザーから帰宅を指示され、その旨を■■■■教員に伝え近畿リハ学院へ赴き甲6の文書を作成の上、実習状況において苦慮している点を具体的に報告をした。

この点、甲6の文書では亡輝民が■■■■バイザーから、「帰るか」「次やったら終了」「無視するのか？」等、実習を最後まで終わることが出来ないことを意味する、亡輝民にとっては極めて心理的負荷の高い発言をぶつけられており、亡輝民が実習において過酷な状況に置かれていることが明白となっている。

しかし、■■■■教員は、その場で■■■■バイザーに電話を架けただけで、それ以上の環境調整の具体策を講じなかった。

### 3 義務違反行為と亡輝民の死亡との因果関係

以上の義務が尽くされず、亡輝民に強度の心理的負荷がかかったことにより亡輝民が死亡前にはうつ病に罹患していたと推測され、うつ病の症状の一つである希死念慮から自殺にいたったことから被告の安全配慮義務違反と亡輝民の死亡には相当因果関係が認められる。

以 上